

第八〇回

参第一四号

旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務に服した者に係る恩給法の特例に関する法律（案）
（文官としてのみなし在職）

第一条 事变地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務（以下「戦地勤務」という。）に服した旧陸軍又は海軍の看護婦長、看護婦その他の政令で定める雇員又はよう人であつた者及び旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者については、その戦地勤務に服していた期間及びこれに引き続く昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰国するまでの期間恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十条に規定する文官として在職していたものとみなし、政令で定めるところにより、恩給に関する法令の規定（納金に関する部分の規定を除く。）を適用する。

2 前項の事变地又は戦地の区域及びその区域が事变地又は戦地であつた期間は、政令で定める。

（年金たる恩給を受ける権利又は資格の取得）

第二条 前条第一項の規定により年金たる恩給を給されることとなる者又はその遺族は、この法律の施行の日から年金たる恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

（失権等）

第三条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十四条の四第二項及び第四十一条第四項の規定は、第一条第一項の規定により給すべき年金たる恩給について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十二年十月一日」と、附則第四十一条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十二年十月」と読み替えるものとする。

（改定）

第四条 この法律の施行の際現に普通恩給又は扶助料を受ける者で第一条第一項の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年十月分以降、当該期間を通算してその年額を改定する。

（俸給年額等）

第五条 第一条第一項に規定する者に恩給に関する法令の規定を適用して給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額又は俸給月額、政令で定める仮定俸給年額をもつてその俸給年額とし、仮定俸給年額の十二分の一に相当する金額をもつてその俸給月額とする。

（既に受けた一時恩給又は一時扶助料との調整）

第六条 前五条の規定により新たに給されることとなる恩給と公務員としての在職年に基

づいて既に受けた一時恩給又は一時扶助料との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和五十二年十月一日から施行する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

- 2 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条の二を次のように改める。

第四十一条の二 削除

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

- 3 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号を次のように改める。

三 削除

第五十一条の二第四項第二号を次のように改める。

二 削除

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

- 4 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三条の三第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七条の二第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十条第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第一百三十一条第二項第三号を次のように改める。

三 削除

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

- 5 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項第六号を次のように改める。

六 削除

理 由

事変地又は戦地において旧陸海軍の戦時衛生勤務に服した旧陸海軍の看護婦等及び日本赤十字社の救護員について、その服した勤務の実態にかんがみ、これらの者に対し恩給に関する法令を適用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度において約一千二百八十三万円、平年度において約五千百三十万円の見込みである。